

「操業中止」を申入れよ

県水俣病対策委で迫る 原因が判るまで

国会に特別立法化を陳情した熊本県議会水俣病対策特別委員会は二十六日、帰任後の初委員会をひらいたが、席上、荒木委員（自民、葦北郡）は「人命尊重の立場から新日窒水俣工場操業を病気の原因がわかるまで中止すべきだ」と発言、他の委員も同調した。県当局ではこの中止申入れについて検討することになった。

席上荒木委員は①立場の弱い漁民にだけ操業を自粛させ、工場の操業を認めているのは県行政の片手落ちである②県民は工場廃液が病気の原因だと信じている。だから原因が科学的にはつきりするまで、県民の不安を除くためにも工場は操業を中止すべきだ③操業中止になれば水俣病問題はさらに重大な問題と

なり、それだけに中央の施策も早まって問題解決に近づくと思ふなどと質問、県当局が同工場に操業ストップを申入れるよう迫った。

これに対し水上副知事は「工場の自発的措置を期待している。法的に中止させる権限が県にはない」と答えたが、田中委員長（自民、葦北）松岡（同、本渡）岡本（同、飽託）の各委員から同じ要望があり、結局、寺本知事の帰任を待つて検討することを約束した。

この席上長野副委員長（社会、水俣）は「県の漁民対策が遅れているからこんな意見が出る。工場に病気の原因がなかった場合に、操業中止の損失補償を政府がやってくれる見通しがあれば、工場にその申入れもできよう」とのべまた「廃液が危険だというなら、廃液中の何の金属かを県がはつきり知ってから申込むべきだ」とつけ加わえて、他の委員と微妙な対立をみせた。

この日の委員会では同時に沿岸漁民への漁業転換の指導を積極的にやるよう要望、一応委員会をおわり、引きつづき県漁連代表約二十人と懇談した。そのさい漁連側からも廃液の即時ストップが強く要望された。